

週休2日工事の改定概要【令和7年8月改定】

	発注者指定型（現行）	発注者指定型（令和8年4月改定）
適用時期	令和7年8月1日以降に入札を執行する工事	令和8年4月1日以降に入札を執行する工事
対象工事	<p>○佐々町が所管する事業（営繕工事は除く）において、以下のいずれにも該当しない請負工事を対象とする。</p> <p>ア. 災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第33条許可対象工事）</p> <p>イ. 工場製作が主たる工事、材料費が工事の大部分を占める工事現場作業期間が4週間未満である工事</p> <p>ウ. 供用を控えるなど工期に制約があり、週休2日工事が困難と判断される工事</p> <p>エ. 予定価格が200万円以下の工事</p>	<p>○佐々町が所管する事業（営繕工事は除く）において、以下のいずれにも該当しない請負工事を対象とする。</p> <p>ア. 災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第33条許可対象工事）</p> <p><b>イ. 対象期間が1週間未満となる短期間工事</b></p> <p>ウ. 供用を控えるなど工期に制約があり、週休2日工事が困難と判断される工事</p> <p>エ. 予定価格が200万円以下の工事</p>
実施内容	月単位または通期の4週8休以上	<b>完全週休2日（土日）</b> 、月単位または通期の <b>週休2日</b>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日の実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、通期の4週8休以上となる休日確保は必須。</li> <li>・月単位の4週8休実施を宣誓し、達成できた場合は補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評価の上乗せは行わない。（月単位・通期に関わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位の4週8休以上が未達成でもペナルティはないが通期の4週8休以上が未達成の場合は減点）</li> <li>・月単位の4週8休実施を宣誓せずに月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行わない。</li> <li>・受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日の実施パターン（<b>完全週休2日土日または月単位の週休2日</b>）着手前に協議宣誓したうえで実施するが、通期の4週8休以上となる休日確保は必須。<b>なお、原則として日曜日の作業は行わないものとする。</b></li> <li>・<b>完全週休2日（土日）</b>を宣誓し、達成できた場合は補正経費を月単位から<b>完全週休2日（土日）</b>に変更する。</li> <li>・<b>完全週休2日（土日）</b>を宣誓せずに<b>完全週休2日（土日）</b>を達成しても、補正経費の変更は行わない。</li> </ul> <p><b>※完全週休2日（土日）とは、対象期間内全ての週において土日に現場閉所されている状態をいう。なお、受注者の責によらず、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者に報告し、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする</b></p>
経費補正の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初は通期の4週8休以上の補正経費を計上して発注。</li> <li>・月単位の4週8休実施を宣誓し達成した場合は月単位の4週8休以上に経費補正を変更。</li> <li>・通期の4週8休以上未達成時は経費補正を減額。</li> <li>・現場作業期間が1月に満たない工事については、月単位の4週8休以上の経費補正適用しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初は<b>月単位の週休2日</b>の補正経費を計上して発注。</li> <li>・<b>完全週休2日（土日）</b>の実施を宣誓し達成した場合は<b>完全週休2日（土日）</b>に経費補正を変更。</li> <li>・<b>月単位の週休2日</b>未達成時は経費補正を減額。</li> <li>・<b>対象期間が1週間未満となる短期間工事については、週休2日工事の対象外とする。</b></li> </ul>
成績評価の加点	最大2.4点（文書通知発出時は加点なし）	同 左
成績評価の減点	-2点	同 左
週休2日実施証明書	廃止 (令和7年度より九州ブロック全体で廃止予定)	同 左